

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第2四半期)

自 2022年2月1日  
至 2022年4月30日

株式会社 P O P E R

## 表 紙

第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 事業等のリスク .....	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
3 経営上の重要な契約等 .....	4
第3 提出会社の状況 .....	5
1 株式等の状況 .....	5
(1) 株式の総数等 .....	5
(2) 新株予約権等の状況 .....	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	13
(5) 大株主の状況 .....	14
(6) 議決権の状況 .....	15
2 役員の状況 .....	15
第4 経理の状況 .....	16
1 四半期財務諸表 .....	17
(1) 四半期貸借対照表 .....	17
(2) 四半期損益計算書 .....	18
第2四半期累計期間 .....	18
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書 .....	19
2 その他 .....	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	23

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書  
【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿  
【提出日】 2022年10月11日  
【四半期会計期間】 第8期第2四半期（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日）  
【会社名】 株式会社P O P E R  
【英訳名】 POPER Co., Ltd.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役 栗原 慎吾  
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号  
【電話番号】 03-6265-0951(代表)  
【事務連絡者氏名】 取締役CFO 姚 志鵬  
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号  
【電話番号】 03-6265-0951(代表)  
【事務連絡者氏名】 取締役CFO 姚 志鵬

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第2四半期累計期間	第7期
会計期間	自 2021年11月1日 至 2022年4月30日	自 2020年11月1日 至 2021年10月31日
売上高 (千円)	305,767	442,880
経常損失 (△) (千円)	△31,157	△181,357
四半期(当期)純損失 (△) (千円)	△31,429	△184,914
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	171,119	10,000
発行済株式総数 (株)		
普通株式	500,000	500,000
A種優先株式	89,000	89,000
B種優先株式	130,000	125,000
C種優先株式	279,920	270,000
D種優先株式	118,431	118,431
E種優先株式	36,000	—
F種優先株式	40,000	—
純資産額 (千円)	367,261	76,065
総資産額 (千円)	668,811	346,715
1株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円)	△9.02	△55.91
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	54.7	21.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△23,296	△158,701
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,436	△23,222
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	316,119	71,488
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	503,031	213,644

回次	第8期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2022年2月1日 至 2022年4月30日
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△0.52

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間及び当第2四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また、1 株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。
5. 当社は、2022年 7 月 30 日付で普通株式 1 株につき 3 株の株式分割を行っておりますが、第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期（当期）純損失を算定しております。
6. 当社は、第 7 期第 2 四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、第 7 期第 2 四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
7. 1 株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第 2 四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況の推移が社会経済に与える影響等により、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 財政状態の状況

##### (資産)

当第2四半期会計期間末における資産については、総資産が668,811千円となり、前事業年度末と比較し322,096千円の増加となりました。

流動資産の残高は、前事業年度末に比べ320,307千円増加し、619,722千円となりました。主な増減内訳は、現金及び預金が289,386千円、前払費用が16,175千円増加したことによるものであります。

固定資産の残高は、前事業年度末に比べ1,788千円増加し、49,088千円となりました。主な増減内訳は、投資その他の資産が2,856千円増加したことによるものであります。

##### (負債)

当第2四半期会計期間末における負債については、301,549千円となり、前事業年度末と比較し30,899千円の増加となりました。

流動負債の残高は、前事業年度末に比べ37,866千円増加し、144,005千円となりました。主な増減内訳は、未払金が32,598千円増加したことによるものであります。

固定負債の残高は、前事業年度末に比べ6,967千円減少し、157,544千円となりました。主な増減内訳は、長期借入金の返済により6,384千円減少したことによるものであります。

##### (純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ291,196千円増加し、367,261千円となりました。その内訳は、新株発行及び新株予約権の行使に伴い資本金が161,119千円、資本準備金が161,119千円増加した一方で、繰越利益剰余金が31,429千円減少したことによるものであります。

#### (2) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に加え、原材料価格の高騰やサプライチェーンの混乱、ロシアによるウクライナ侵攻等、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いている。

教育業界においては、従来から問題視されていた教育現場の労働生産性の改善意識も高まっています。特に2020年からの新型コロナウイルス感染症による休講をきっかけとして、コミュニケーションツールやオンライン授業システムへの関心が高まり、教育現場のデジタルトランスフォーメーションへの関心や注目が続いております。

このような環境のもと当社は、「『教える』をなめらかに」をミッションに掲げ、学習塾業界のアナログ業務を効率化するコミュニケーションツール「Comiru」の開発・運用に注力しております。

今後も、更なるユーザー獲得及び顧客満足度向上のため、既存機能の改善及び新機能の充実を図り、ユーザーのニーズに答えられるよう機能強化を行っていく予定です。

なお、事業拡大に向けた開発人員の増強、社内体制強化等において、積極的に取り組んでおります。

これらの結果として、当第2四半期累計期間における売上高は305,767千円、売上総利益は216,457千円、営業損失29,101千円、経常損失31,157千円、四半期純損失31,429千円となりました。

なお、当社は教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ289,386千円増加し、503,031千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは23,296千円の支出となりました。主な要因は、未払金の増加32,598千円により資金が増加した一方で、税引前四半期純損失の計上31,747千円、売上債権の増加額10,950千円、前払費用の増加額16,179千円により資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは3,436千円の支出となりました。主な要因は、敷金及び保証金の差入による支出3,000千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは316,119千円の収入となりました。主な要因は、株式の発行による収入308,000千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入14,239千円であります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は4,939千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 主要な設備の新設・除却

該当事項はありません。

(9) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第2四半期累計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(10) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期累計期間において、資本の財源及び資金の流動性についての分析に重要な変更はありません。

なお、当第2四半期会計期間末の有利子負債は、170,330千円となりました。

有利子負債から現金及び預金を控除したネット有利子負債は、△332,701千円となりました。これは主に、2021年11月～2022年2月の第三者割当増資等による新株式の発行により322,239千円調達したことによるものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	99,470,000
A種優先株式	100,000
B種優先株式	150,000
C種優先株式	280,000
D種優先株式	140,000
E種優先株式	100,000
F種優先株式	50,000
計	100,000,000

- (注) 1. 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は100,290,000株となりますが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数100,000,000株を記載しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一一致については、会社法上要求されておりません。
2. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2022年7月29日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 2022年7月29日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数は95,500,000株減少し、4,500,000株となっております。
4. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、発行可能株式総数は、9,000,000株増加し、13,500,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） (2022年4月30日)	提出日現在発行数（株） (2022年8月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	500,000	3,580,053	非上場	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 何ら限定のない当社にお ける標準となる株式で あります。なお、単元株式 数は100株であります。
A種優先株式	89,000	—		
B種優先株式	130,000	—		
C種優先株式	279,920	—		
D種優先株式	118,431	—		
E種優先株式	36,000	—		
F種優先株式	40,000	—		
計	1,193,351	3,580,053	—	—

- (注) 1. 2022年7月12日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年7月29日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式は、2022年7月29日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2022年7月29日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2022年7月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,386,702株増加し、3,580,053株となっております。
4. 優先株式の内容は以下のとおりであります。

1. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、F種優先株式の保有者（以下「F種優先株主」といいます。）又はF種優先株式の登録株式質権者（以下、F種優先株主と総称して「F種優先株主等」といいます。）に対し、E種優先株式の保有者（以下「E種優先株主」といいます。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下、E種優先株主と総称して「E種優先株主等」といいます。）、D種優先株式の保有者（以下「D種優先株主」といいます。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下、D種優先株主と総称して「D種優先株主等」といいます。）、C種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」といいます。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下、C種優先株主と総称して「C種優先株主等」といいます。）、B種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」といいます。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下、B種優先株主と総称して「B種優先株主等」といいます。）、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）及び普通株式の保有者（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、F種優先株式1株につき、金5,000円（以下「F種優先分配額」といいます。）を支払います。
- (2) (1)による分配の後なお残余財産がある場合には、E種優先株主等に対し、D種優先株主等、C種優先株主等、B種優先株主等、A種優先株主等及び普通株主等に先立ち、E種優先株式1株につき、金3,000円（以下「E種優先分配額」といいます。）を支払います。
- (3) (2)による分配の後なお残余財産がある場合には、D種優先株主等に対し、C種優先株主等、B種優先株主等、A種優先株主等及び普通株主等に先立ち、D種優先株式1株につき、金2,540円（以下「D種優先分配額」といいます。）を支払います。
- (4) (3)による分配の後なお残余財産がある場合には、C種優先株主等に対し、B種優先株主等、A種優先株主等及び普通株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、金1,008円（以下「C種優先分配額」といいます。）を支払います。
- (5) (4)による分配の後なお残余財産がある場合には、B種優先株主等に対し、A種優先株主等及び普通株

主等に先立ち、B種優先株式1株につき、金848円（以下「B種優先分配額」といいます。）を支払います。

- (6) (5)による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、金440円（以下「A種優先分配額」といいます。）を支払います。
- (7) (6)による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等、D種優先株主等、E種優先株主等及びF種優先株主等に対して分配を行います。この場合、当社は、A種優先株主等に対しては、(6)の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、B種優先株主等に対しては、(5)の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、C種優先株主等に対しては、(4)の分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるC種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、D種優先株主等に対しては、(3)の分配額に加え、D種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるD種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、E種優先株主等に対しては、(2)の分配額に加え、E種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるE種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、F種優先株主等に対しては、(1)の分配額に加え、F種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に下記3（普通株式と引換える取得請求権）に定めるF種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配します。
- (8) A種優先分配額は、下記の定めに従い調整されます。

- ① A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整されます。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除きます。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除きます。）で除した数を意味するものとし、以下同じとします。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{当該調整前の分配額}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- ② A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除きます。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整されます。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとします。

$$\begin{aligned} & \text{既発行A種} \times \text{当該調整} + \text{新発行A種} \times 1\text{株当たり} \\ \text{調整後分配額} = & \frac{\text{優先株式数}}{\text{前分配額}} + \frac{\text{優先株式数}}{\text{払込金額}} \\ & \text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数} \end{aligned}$$

- ③ ①及び②における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとします。

- (9) B種優先分配額、C種優先分配額、D種優先分配額、E種優先分配額及びF種優先分配額は、前項の定めに準じて調整されるものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」、「C種」、「D種」、「E種」あるいは「F種」と読み替えて適用するものとします。

## 2. 金銭と引換えにする取得請求権

- (1) A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主は、当社について事業譲渡又は会社分割が行われた場合には、その効力発生後30日間（以下「取得請求可能期間」といいます。）、保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができます。
- (2) (1)の請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとします。
- (3) A種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金440円（以下「A種取得金額」といいます。）とし、B種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金848円（以下「B種取得金額」といいます。）とし、C種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金1,008円（以下「C種取得金額」といいます。）とし、D種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金2,540円（以下「D種取得金額」といいます。）とし、E種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金3,000円（以下「E種取得金額」といいます。）とし、F種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、金5,000円（以下

「F種取得金額」といいます。)とします。なお、A種優先分配額、B種優先分配額、C種優先分配額、D種優先分配額、E種優先分配額及びF種優先分配額の調整にかかる上記1(残余財産の分配)(8)及び(9)の規定は、A種取得金額、B種取得金額、C種取得金額、D種取得金額、E種取得金額及びF種取得金額に準用するものとします。

- (4) 取得の請求があった場合、当社は取得請求可能期間の満了日の翌日において請求の対象となったA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式を取得するものとし、直ちに(3)に定める1株当たりの金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主に支払うものとします。但し、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主に支払うべき金額が会社法において支払可能な金額(以下「法定財源」という。)を超える場合には、以下の定めに従うものとします。
- ① 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額の合計額を下回る場合には、法定財源をF種取得金額で除した株式数(1株未満の端数は切り捨てます。)に相当するF種優先株式についてのみ取得請求権の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のF種優先株主が同時に取得請求権を行使した場合には、各F種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、各F種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします(なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。)。
- ② 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額の合計額以上となる場合には、取得請求権が行使された全てのF種優先株式について取得の効力が生じるものとし、E種優先株式については、法定財源から取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額の合計額を控除した金額をE種取得金額で除した株式数(1株未満の端数は切り捨てます。)に相当するE種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のE種優先株主が取得請求権を行使した場合には、各E種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、各E種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします(なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。)。
- ③ 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額とE種優先株式に関するE種取得金額の合計額以上となる場合には、取得請求権が行使された全てのF種優先株式及びE種優先株式について取得の効力が生じるものとし、D種優先株式については、法定財源から取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額及びE種優先株式に関するE種取得金額の合計額を控除した金額をD種取得金額で除した株式数(1株未満の端数は切り捨てます。)に相当するD種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のD種優先株主が取得請求権を行使した場合には、各D種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、各D種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします(なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。)。
- ④ 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額及びD種優先株式に関するD種取得金額の合計額以上となる場合には、取得請求権が行使された全てのF種優先株式、E種優先株式及びD種優先株式について取得の効力が生じるものとし、C種優先株式については、法定財源から取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額及びD種優先株式に関するD種取得金額の合計額を控除した金額をC種取得金額で除した株式数(1株未満の端数は切り捨てます。)に相当するC種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のC種優先株主が取得請求権を行使した場合には、各C種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、各C種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします(なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。)。
- ⑤ 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額、D種優先株式に関するD種取得金額及びC種優先株式に関するC種取得金額の合計額以上となる場合には、取得請求権が行使された全てのF種優先株式、E種優先株式、D種優先株式及びC種優先株式について取得の効力が生じるものとし、B種優先株式については、法定財源から取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額、D種優先株式に関するD種取得金額及びC種優先株式に関するC種取得金額の合計額を控除した金額をB種

取得金額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てます。）に相当するB種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のB種優先株主が取得請求権を行使した場合には、各B種優先株主について取得請求権の効力が発生すべき株式の数は、各B種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。）。

- ⑥ 法定財源が、取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額、D種優先株式に関するD種取得金額、C種優先株式に関するC種取得金額及びB種優先株式に関するB種取得金額の合計額以上となる場合には、取得請求権が行使された全てのF種優先株式、E種優先株式、D種優先株式、C種優先株式及びB種優先株式について取得の効力が生じるものとし、A種優先株式については、法定財源から取得請求権が行使されたF種優先株式に関するF種取得金額、E種優先株式に関するE種取得金額、D種優先株式に関するD種取得金額、C種優先株式に関するC種取得金額及びB種優先株式に関するB種取得金額の合計額を控除した金額をA種取得金額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てます。）に相当するA種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとします。但し、複数のA種優先株主が取得請求権を行使した場合には、各A種優先株主について取得請求権の効力が発生すべき株式の数は、各A種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとします（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとします。）。

### 3. 普通株式と引換えにする取得請求権

- (1) A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「A種取得請求権」といいます。）を有する。その条件は以下のとおりとします。
- ① A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数  
A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」といいます。）は次のとおりとします。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行います。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{A種取得価額}}$$

- ② ①のA種優先株式の基準価額及びA種取得価額（以下「A種取得価額」といいます。）は、当初440円とします。
- (2) B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主は、それぞれB種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主又はF種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式又はF種優先株式の全部又は一部につき、当社がそれらを取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「B種取得請求権」、「C種取得請求権」、「D種取得請求権」、「E種取得請求権」及び「F種取得請求権」といいます。）を有します。B種取得請求権が行使された場合、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引き換えて、(1)の規定をB種優先株式に準用した算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとします。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えるものとするほか、「440円」とあるのは「848円」と読み替えるものとします。また、C種取得請求権が行使された場合、当社はC種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得すると引き換えて、(1)の規定をC種優先株式に準用した算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとします。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えるものとするほか、「440円」とあるのは「1,008円」と読み替えるものとします。また、D種取得請求権が行使された場合、当社はD種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式を取得すると引き換えて、(1)の規定をD種優先株式に準用した算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該D種優先株主に対して交付するものとします。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「D種」と読み替えるものとするほか、「440円」とあるのは「2,540円」と読み替えるものとします。また、E種取得請求権が行使された場合、当社はE種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式を取得すると引き換えて、第1項の規定をE種優先株式に準用した算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該E種優先株主に対して交付するものとします。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「E種」と読み替えるものとするほか、「440円」とあるのは「3,000円」と読み替えるものとします。また、F

種取得請求権が行使された場合、当社はF種優先株主が取得の請求をしたF種優先株式を取得するのと引き換えに、(1)の規定をF種優先株式に準用した算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該F種優先株主に対して交付するものとします。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「F種」と読み替えるものとするほか、「440円」とあるのは「5,000円」と読み替えるものとします。

#### 4. A種取得価額等の調整

(1) 上記3に定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整されます。

##### ① 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記a又はbに掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、A種取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整します。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとします。

- a. 調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味します。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味します。以下同じ。）の発生による場合を除きます。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用します。
- b. 調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含みます。但し、株式無償割当てを除きます。）。本bにいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用します。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前A種取得価額} + \text{新発行株式数} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、(i) 当社の発行済普通株式数（自己株式を除きます。）と、(ii) 発行済A種優先株式（自己株式を除きます。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとします（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しません。）。

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとします。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記bに定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとします。

上記a又はbに定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、前条に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとします。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当での目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとします。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) 当社の役員及び使用人に対して、ストックオプション目的の新株予約権（当該新株予約権の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）を発行する場合、及び(ii) A種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われません。

##### ② 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当を行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整されます。調整後のA種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当での効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとします。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとします。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとします。

$$\text{調整後 A種取得価額} = \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当の比率}} \times \text{当該調整前 A種取得価額}$$

### ③ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額及び／又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとします。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA種優先株式の経済的価値を損なわない範囲でのみ行われるものとします。

- a. 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。
- b. 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除きます。
- c. 潜在株式等にかかる①bに定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- d. 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合。

- (2) 上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるB種優先株式の基準価額及びB種取得価額は、(1)の規定をB種優先株式に準用した算定方法に従って調整される。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えるものとします。同様に、上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるC種優先株式の基準価額及びC種取得価額は、(1)の規定をC種優先株式に準用した算定方法に従って調整されます。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えるものとします。同様に、上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるD種優先株式の基準価額及びD種取得価額は、(1)の規定をD種優先株式に準用した算定方法に従って調整されます。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「D種」と読み替えるものとします。同様に、上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるE種優先株式の基準価額及びE種取得価額は、(1)の規定をE種優先株式に準用した算定方法に従って調整されます。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「E種」と読み替えるものとします。同様に、上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるF種優先株式の基準価額及びF種取得価額は、(1)の規定をF種優先株式に準用した算定方法に従って調整されます。この場合において、(1)の規定中「A種」とあるのは「F種」と読み替えるものとします。

## 5. 普通株式と引換えにする取得

当社は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」といいます。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主に当社の普通株式を交付することができます。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、上記3（普通株式と引換えにする取得請求権）及び上記4（A種取得価額等の調整）の定めを準用します。なお、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとします。

## 6. 議決権

- (1) A種優先株主は、当社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」といいます。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有します。
- (2) B種優先株主は、当社株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「B種種類株主総会」といいます。）において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有します。
- (3) C種優先株主は、当社株主総会及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「C種種類株主総会」といいます。）において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有します。
- (4) D種優先株主は、当社株主総会及びD種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「D種種類株主総会」といいます。）において、D種優先株式1株につき1個の議決権を有します。
- (5) E種優先株主は、当社株主総会及びE種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「E種種類株主総会」といいます。）において、E種優先株式1株につき1個の議決権を有します。

(6) F種優先株主は、当社株主総会及びF種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「F種種類株主総会」といいます。）において、F種優先株式1株につき1個の議決権を有します。

## 7. 種類株主総会

- (1) A種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) B種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるB種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (3) C種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるC種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (4) D種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるD種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (5) E種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるE種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (6) F種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるF種優先株主の議決権の過半数をもって行います。
- (7) 会社法第324条第2項の定めによるA種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (8) 会社法第324条第2項の定めによるB種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるB種優先株主の議決権の3分の1以上を有するB種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (9) 会社法第324条第2項の定めによるC種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるC種優先株主の議決権の3分の1以上を有するC種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (10) 会社法第324条第2項の定めによるD種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるD種優先株主の議決権の3分の1以上を有するD種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (11) 会社法第324条第2項の定めによるE種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるE種優先株主の議決権の3分の1以上を有するE種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (12) 会社法第324条第2項の定めによるF種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるF種優先株主の議決権の3分の1以上を有するF種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (13) 当社定款第14条から第22条までの規定はA種種類株主総会、B種種類株主総会、C種種類株主総会、D種種類株主総会、E種種類株主総会及びF種種類株主総会に準用します。

## 8. 株式の分割、併合及び株主割当て等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行います。
- (2) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。以下同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、E種優先株主にはE種優先株式又はE種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、F種優先株主にはF種優先株式又はF種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てをそれぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとします。
- (3) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、E種優先株主にはE種優先株式又はE種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、F種優先株主にはF種優先株式又はF種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与えます。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年2月28日 (注) 1	F種優先株式 40,000	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 130,000 C種優先株式 279,920 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000 F種優先株式 40,000	100,000	171,119	100,000	411,119

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先 学校法人駿河台学園

株式会社こうゆう

発行価格 5,000円

資本組入額 2,500円

2. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

3. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,386,702株増加し、3,580,053株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2022年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
栗原 慎吾	東京都三鷹市	392,000	32.85
大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	150,000	12.57
ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビルディング4階	100,000	8.38
ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビルディング4階	78,740	6.60
KVPシード・イノベーション1号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番6号	77,000	6.45
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	66,811	5.60
繆 仁軍	東京都新宿区	59,300	4.97
ニッセイ・キャピタル8号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビルディング4階	56,000	4.69
株式会社DGベンチャーズ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	50,000	4.19
フリービットインベストメント株式会社	東京都渋谷区円山町3番6号	33,080	2.77
計	—	1,062,931	89.07

(注) 1. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 当社は、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 130,000 C種優先株式 279,920 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000 F種優先株式 40,000	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 130,000 C種優先株式 279,920 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000 F種優先株式 40,000	「1(1) ②発行済株式」 の「内容」の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,193,351	—	—
総株主の議決権	—	1,193,351	—

- (注) 1. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2022年7月29日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2022年7月29日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2022年7月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,386,702株増加し、3,580,053株となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年11月1日から2022年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年10月31日)	当第2四半期会計期間 (2022年4月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	213,644	503,031
売掛金	53,718	63,284
前払費用	24,580	40,755
その他	7,472	12,651
<b>流動資産合計</b>	<b>299,415</b>	<b>619,722</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	15,590	14,620
無形固定資産	172	75
投資その他の資産	31,536	34,392
<b>固定資産合計</b>	<b>47,299</b>	<b>49,088</b>
<b>資産合計</b>	<b>346,715</b>	<b>668,811</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
1年内返済予定の長期借入金	13,038	12,786
未払金	27,230	59,829
未払費用	32,465	33,112
未払法人税等	530	3,173
未払消費税等	18,627	20,338
預り金	12,113	12,433
その他	2,133	2,332
<b>流動負債合計</b>	<b>106,138</b>	<b>144,005</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	163,928	157,544
繰延税金負債	583	—
<b>固定負債合計</b>	<b>164,511</b>	<b>157,544</b>
<b>負債合計</b>	<b>270,650</b>	<b>301,549</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	10,000	171,119
資本剰余金	250,000	411,119
<b>資本準備金</b>	<b>250,000</b>	<b>411,119</b>
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金	△185,124	△216,553
繰越利益剰余金	△185,124	△216,553
<b>利益剰余金合計</b>	<b>74,875</b>	<b>365,685</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>1,189</b>	<b>1,576</b>
<b>新株予約権</b>	<b>76,065</b>	<b>367,261</b>
<b>純資産合計</b>	<b>346,715</b>	<b>668,811</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>346,715</b>	<b>668,811</b>

## (2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)	
売上高	305,767
売上原価	89,309
売上総利益	216,457
販売費及び一般管理費	※1 245,559
営業損失(△)	△29,101
営業外収益	
受取利息	1
還付加算金	12
営業外収益合計	13
営業外費用	
支払利息	704
株式交付費	1,364
営業外費用合計	2,069
経常損失(△)	△31,157
特別利益	
新株予約権戻入益	129
特別利益合計	129
特別損失	
情報セキュリティ対策費	※2 720
特別損失合計	720
税引前四半期純損失(△)	△31,747
法人税、住民税及び事業税	264
法人税等調整額	△583
法人税等合計	△318
四半期純損失(△)	△31,429

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間  
 (自 2021年11月1日  
 至 2022年4月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失（△）	△31,747
減価償却費	1,503
受取利息	△1
還付加算金	△12
支払利息	704
売上債権の増減額（△は増加）	△10,950
前払費用の増減額（△は増加）	△16,179
未払金の増減額（△は減少）	32,598
未払消費税等の増減（△は減少）	1,710
その他	△1,807
小計	△24,181
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△503
法人税等の支払額	△530
法人税等の還付額	1,917
営業活動によるキャッシュ・フロー	△23,296
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△436
敷金及び保証金の差入による支出	△3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,436
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△6,636
株式の発行による収入	308,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	14,239
新株予約権の発行による収入	516
財務活動によるキャッシュ・フロー	316,119
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	289,386
現金及び現金同等物の期首残高	213,644
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 503,031

## 【注記事項】

### (会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、収益認識会計基準等の適用による四半期財務諸表に与える影響はありません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が四半期財務諸表に与える影響は、軽微であります。

### (追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動の縮小及びこれに伴う経済環境の悪化が発生しておりますが、当社においても新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の停滞、顧客側の意思決定の遅滞などにより、営業上見込んでいた案件の見直しや商談の遅滞などの影響がありました。現時点においては新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高く正確に見積もるのは困難であり、感染拡大の収束が遅れた場合には、当社の将来における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当期の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしたうえでその影響を想定しておりますが、緊急事態宣言解除以後、事業上の制約は徐々に緩和され、社会経済活動は徐々に回復し当事業年度末までに当社の事業環境も緩やかに回復していくと仮定しております。

### (四半期損益計算書関係)

#### ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)	
役員報酬	26,850千円
従業員給料及び手当	124,308
広告宣伝費	20,344
業務委託費	38,986
支払手数料	9,805
減価償却費	1,406

#### ※2 情報セキュリティ対策費の内容は、次のとおりであります。

当社が運営する教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム「Comiru」において、システム不具合が生じたことにより各種調査費用、顧客対応等に必要となる費用等であります。

### (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

#### ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)	
現金及び預金	503,031千円
現金及び現金同等物	503,031

## (株主資本関係)

### 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年11月30日付で、株式会社マイナビから第三者割当増資の払込みを受け、資本金及び資本剰余金がそれぞれ54,000千円増加しております。また、2021年12月20日付で、新株予約権の権利行使があり、資本金及び資本剰余金がそれぞれ7,119千円増加しております。さらに、2022年2月28日付で、学校法人駿河台学園及び株式会社こうゆうから第三者割当増資の払込みを受け、資本金及び資本剰余金がそれぞれ100,000千円増加しております。これらの結果、当第2四半期会計期間末において資本金が171,119千円、資本準備金が411,119千円となっております。

## (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 2021年11月1日 至 2022年4月30日）

当社の事業セグメントは、教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (収益認識関係)

### 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を認識時期別に分離した情報は、以下のとおりです。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	24,182千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	281,584
顧客との契約から生じる収益	305,767
その他の収益	—
外部顧客への売上高	305,767

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失（△）及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
1株当たり四半期純損失（△）	△9円2銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失（△）（千円）	△31,429
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純損失（△）（千円）	△31,429
期中平均株式数（株）	3,483,264
（うち普通株式（株））	(1,500,000)
（うちA種優先株式（株））	(267,000)
（うちB種優先株式（株））	(385,714)
（うちC種優先株式（株））	(831,257)
（うちD種優先株式（株））	(355,293)
（うちE種優先株式（株））	(92,571)
（うちF種優先株式（株））	(51,429)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第5回新株予約権(新株予約権の数17,300個)

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式は、剩余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
3. 当社は、2022年 7 月 30 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり四半期純損失を算定しております。

#### (重要な後発事象)

##### 1. 優先株式の取得及び消却

2022年 7 月 21 日付で、A 種優先株主、B 種優先株主、C 種優先株主、D 種優先株主、E 種優先株主及び F 種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式 1 株につき普通株式 1 株を交付しております。また、当社が取得した A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式について、2022年 7 月 21 日開催の取締役会決議により、2022年 7 月 21 日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数	A 種優先株式	89,000 株
	B 種優先株式	130,000 株
	C 種優先株式	279,920 株
	D 種優先株式	118,431 株
	E 種優先株式	36,000 株
	F 種優先株式	40,000 株
(2) 交換により交付した普通株式数		693,351 株
(3) 交換後の発行済普通株式数		1,193,351 株

##### 2. 単元株制度の採用

当社は、2022年 7 月 29 日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更し、1 単元を100株とする単元株制度を採用しております。

##### 3. 株式分割

当社は、2022年 7 月 29 日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、株式分割を行っております。

###### (1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

###### (2) 株式分割の概要

###### ① 株式分割の方法

2022年 7 月 29 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 3 株の割合をもって分割いたしました。

###### ② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,193,351 株
株式分割により増加する株式数	2,386,702 株
株式分割後の発行済株式総数	3,580,053 株
株式分割後の発行可能株式総数	13,500,000 株

###### ③ 株式分割の効力発生日

2022年 7 月 30 日

###### ④ 1 株当たり情報に及ぼす影響

「1 株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

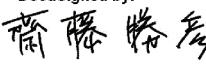
2022年10月5日

株式会社 P O P E R  
取締役会御中

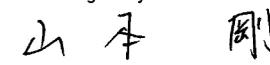
PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:  
  
4B755AB06B474F6...

指 定 社 員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:  
  
3926C04371F34FA...

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社P O P E Rの2021年11月1日から2022年10月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年11月1日から2022年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社P O P E Rの2022年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上